

前提計画について (需要想定・設備投資計画)

平成28年8月25日

電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課



目次

1. 前提計画について

2. 需要想定

- 2 - 1. 需要想定概要
- 2 - 2. 各社の需要実績及び想定
- 2 - 3. 各社の需要想定考え方

【参考】電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令

3. 設備投資計画

- 3 - 1. 設備投資計画概要
- 3 - 2. 各社の設備投資計画の内訳

【参考】電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令

1. 前提計画について

- 前提計画とは、託送料金算定に当たって前提となる需要想定や設備投資計画、経営効率化計画等の各種経営計画である。
- このうち、本日は①需要想定、②設備投資、③経営効率化に関する前提計画について、料金算定に当たって妥当なものであるかどうかの検討を行う。

【前提計画】

<需要想定>

過去実績、今後の社会情勢や導管整備計画等を基に各事業者の供給区域内のガス需要を想定したもの。

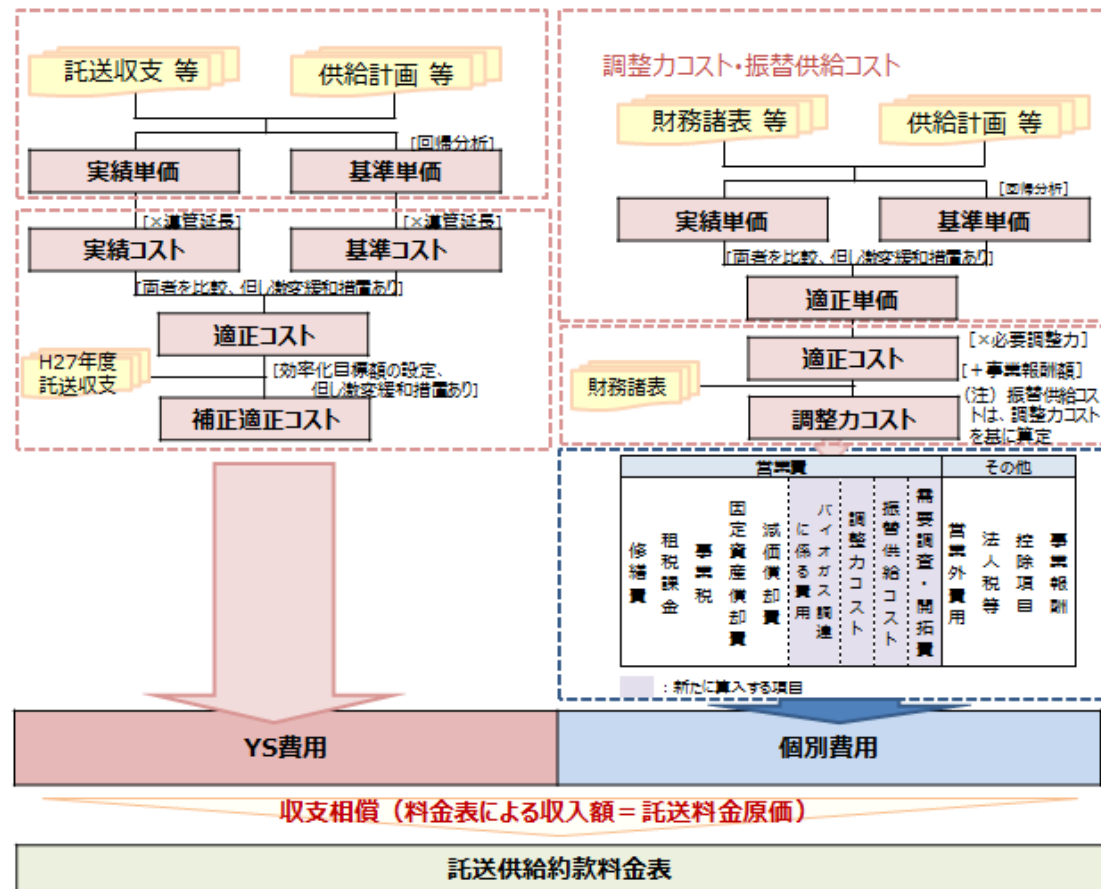
<設備投資計画>

導管設備等の拡充・改良工事計画。減価償却費や事業報酬算定の基礎となる。

<経営効率化計画>

各事業者が、自主的な取組として、経営効率化の内容をステークホルダーに示したもの。

【託送原価の抽出】

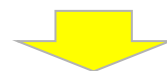


【参考】 比較査定対象費用と個別査定対象費用

営業費用																営業費用以外												
労務費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	試験研究費	教育費	たな卸減耗費	貸倒償却	雑費	一般管理費	需給調整費	修繕費	租税課金	固定資産除却費	減価償却費	バイオガス調達費	需要調査・開拓費	事業者間精算費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目



比較査定対象費用



個別査定対象費用

2. 需要想定

2-1. 需要想定の概要

- 需要想定とは、一般ガス事業者の供給区域内のガス需要の想定である。
- 託送料金算定の基礎となるガス需要は、導管輸送量となり、具体的には、供給計画から自己託送需要、他社による販売量を加算するとともに、託送対象外需要を除いたものである。
 - ※自己託送需要：自家使用ガス分（ただし、基地内で使用する場合等は除く。）
 - ※託送対象外需要：一般ガス導管事業の導管を使用せずに供給している場合等。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令

（一般ガス導管事業等の需要想定）

第三条 一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等に関連するガス需要計画及び設備投資計画を、供給計画（改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき届け出た供給計画をいう。）、需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

2-2. 各社の需要実績及び想定

①需要実績及び想定

(単位:百万m3)

	実 績			H25-H27 平均(A)	計 画				H29-H31 平均(B)	伸び率 (B/A) (%)
	H25	H26	H27		計画 H28	原価算定期間				
						H29	H30	H31		
東京ガス	12,489	13,490	13,156	13,045	13,354	13,127	13,465	14,595	13,729	5.24
東邦ガス	3,700	3,692	3,598	3,663	3,739	3,757	3,764	3,779	3,767	2.82
大阪ガス	8,805	8,571	8,343	8,573	8,776	8,808	8,844	8,894	8,849	3.22

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

②需要実績及び想定(うち家庭用)

(単位:百万m3)

	実 績			H25-H27 平均(A)	計 画				H29-H31 平均(B)	伸び率 (B/A) (%)
	H25	H26	H27		計画 H28	原価算定期間				
						H29	H30	H31		
東京ガス	3,348	3,383	3,270	3,334	3,518	3,534	3,538	3,538	3,537	6.09
東邦ガス	754	755	726	745	751	751	749	748	749	0.58
大阪ガス	2,198	2,186	2,083	2,156	2,127	2,103	2,080	2,064	2,082	▲ 3.40

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

③需要実績及び想定(うち業務用)

(単位:百万m3)

	実 績			H25-H27 平均(A)	計 画				H29-H31 平均(B)	伸び率 (B/A) (%)
	H25	H26	H27		計画 H28	原価算定期間				
						H29	H30	H31		
東京ガス	9,140	10,107	9,888	9,712	9,836	9,593	9,927	11,056	10,192	4.95
東邦ガス	2,946	2,938	2,872	2,919	2,988	3,006	3,015	3,032	3,018	3.39
大阪ガス	6,607	6,384	6,260	6,417	6,648	6,705	6,764	6,830	6,766	5.44

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

2-3. 各社の需要想定の方

	家庭用	業務用
東京ガス	セグメントごと（月別・エリア別・契約種別・建物種別）に調定件数と1件当たりの需要量実績を個別に算定し、それらの積からガス需要量を算定。	旧小口分野（年間使用量10万m ³ 未満）については、エリア別、契約種別の過去実績によるトレンドを基に、旧大口分野（年間使用量10万m ³ 以上）については、実績傾向に加え、個別の需要家の動向を勘案して算定。
東邦ガス	過去の月別実績を基に調定件数と1件当たりの需要量実績を想定し、それらを掛け合わせて需要量を算定。 原単位の想定においては、使用日数と気温影響による増減を加味。	年間使用量50万m ³ 未満の需要家については、家庭用と同様の考えに基づき算定。年間使用量が50万m ³ を超える需要家については、需要家の使用状況等を個別に勘案し、需要量を算定。
大阪ガス	月ごとの1件当たりの使用量を調定件数に乗じて各月のガス需要量を算定。 1件当たり使用量は、1件当たり使用量実績、日数並びに気水温実績を基に回帰式を求め算定。	年間使用量100万m ³ 未満については、家庭用と同様の考えに基づき算定。年間使用量が100万m ³ を超える需要家については、需要家へのヒアリング等を踏まえ個別積み上げにより算定。

3. 設備投資計画

3-1. 設備投資計画の概要

- 設備投資計画とは、導管設備等の拡充・改良工事計画であり減価償却費や事業報酬等の算定の基礎となる。
- 設備投資計画における工事は、主に以下の3つに分類される。
 - ① 拡充工事：設備の新設及び増設工事
 - ② 高経年化対策に係る改良工事：設備の経年により取替更新を必要とする設備
 - ③ その他の改良工事：保安確保や供給信頼度維持・向上のための工事など

3-2. 各社の設備投資計画の内訳

①【東京ガス】

東京ガスは、供給設備の輸送導管（+25億円）及び本支管（+122億円）の申請原価における投資額は、過去実績に比べ大きく増加している。

設備投資実績及び計画

(単位:億円)

	過去実績	計画	申請原価				増減 (B-A)
	(H23-27平均) (A)	H28	H29	H30	H31	平均(B)	
土地	40	2	2	2	2	2	▲ 38
建物	37	5	6	7	6	7	▲ 30
供給設備	914	989	1,059	1,060	1,065	1,061	147
機械装置	12	19	16	16	16	16	4
輸送導管	188	109	197	203	239	213	25
本支管 (輸送導管を除く)	542	654	674	675	644	664	122
供給管	124	121	117	119	119	119	▲ 5
その他	48	87	54	47	48	50	2
業務設備	173	42	38	30	19	29	▲ 144
合計	1,164	1,038	1,105	1,100	1,093	1,099	▲ 65

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

※ 過去実績のうち、土地、建物及び業務設備については、平成23年度から平成26年度実績分は託送部門以外も含めた東京ガス全体の実績。

3-2. 各社の設備投資計画の内訳

②【東邦ガス】

東邦ガスは、供給設備の輸送導管（+15億円）及び本支管（+31億円）の申請原価における投資額は、過去実績に比べ大きく増加している。

設備投資実績及び計画

(単位:億円)

	過去実績	計画	申請原価				増減 (B-A)
	(H23-27平均) (A)	H28	H29	H30	H31	平均(B)	
土地	2	4	3	1	1	2	▲0
建物	8	16	10	4	2	5	▲2
供給設備	205	267	260	256	255	257	52
機械装置	9	15	18	19	15	17	8
輸送導管	12	11	14	31	36	27	15
本支管 (輸送導管を除く)	168	214	215	191	192	199	31
供給管	12	12	12	12	12	12	▲1
その他	4	16	2	4	1	2	▲2
業務設備	5	6	6	6	2	5	▲0
合計	220	293	278	267	260	269	49

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

3-2. 各社の設備投資計画の内訳

③【大阪ガス】

大阪ガスは、供給設備や業務設備の申請原価における投資額は、過去実績に比べ全体的に縮減傾向となっている。

設備投資実績及び計画

(単位:億円)

	過去実績	計画	申請原価				増減 (B-A)
	(H23-27平均) (A)	H28	H29	H30	H31	平均(B)	
土地	7	5	9	5	6	7	▲ 0
建物	13	11	15	11	13	13	0
供給設備	431	341	341	348	327	339	▲ 93
機械装置	18	25	22	18	19	20	2
輸送導管	93	14	23	46	34	34	▲ 59
本支管 (輸送導管を除く)	248	219	247	236	222	235	▲ 13
供給管	51	46	40	41	40	41	▲ 10
その他	20	36	9	7	12	9	▲ 11
業務設備	18	35	7	5	5	6	▲ 13
合計	470	392	372	370	352	364	▲ 105

※四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款の算定に関する省令

(一般ガス導管事業等の営業費の算定)

第四条一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の営業費として、別表第一第一表(1)から(3)までに掲げる項目ごとに、同表(1)から(3)までに掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

(一般ガス導管事業等の事業報酬の算定)

第六条一般ガス事業者(地方公共団体を除く。)は、一般ガス導管事業等の事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額(以下「事業報酬額」という。)を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項のレートベースは、一般ガス導管事業等の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一第二表に規定する方法により算定した額とする。

3～5 (略)

別表第一 第一表

(3) 個別査定対象ネットワーク費用（需給調整費以外のもの）（抜粋）

項目	算定方法
減価償却費	<p>原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該一般ガス事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法（昭和40年法律第34号）の定めるところによるものとする。ただし、新規に導管（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管又はガス事業法施行規則第2条の2に規定する導管に限る。）を敷設する場合であって、当該導管の耐用年数を30年とした定率法及び定額法により算定した額が上記の計算方法により算定した額よりも低い場合においては、この方法により算定した額とすることができる。</p> <p>なお、中小事業者であって、簡素合理化方式を採用する事業者にあつては、以下の算式により算定するものとする。ただし、定率法及び定額法を併用している者は、主たる償却方法により算定するものとする。</p> <p>イ. 定率法を採用している事業者 $\text{原価算定直前事業年度期末帳簿価額} \times \text{本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の減価償却費の合計額} (\times 1) \div \text{本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の各事業年度期首帳簿価額の合計額} (\times 1)$ なお、帳簿価額は、土地を除いたものとする。</p> <p>ロ. 定額法を採用している事業者 $\text{原価算定直前事業年度期末帳簿原価} \times \text{本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の減価償却費の合計額} (\times 1) \div \text{本方式が適用される事業者の原価算定直前3年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額} (\times 1)$ なお、帳簿原価は、土地を除いたものとする。</p>

別表第一 第二表

原価等の分類及び算定方法（事業報酬）

項目	算定方法
レートベース	<p>様式第1第2表の設備投資計画等により算定した額であって、原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額とは、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算して得た額から、それぞれについて別表第1第1表に定める方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除して得た額をいう。</p> <p>ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガス需要計画に比して過大な余裕設備については、原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。</p>
事業報酬率	<p>次により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を35：65で加重平均した率とする。</p> <p>A. 自己資本報酬率</p> <p>一般ガス事業を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績値（以下「公社債利回り実績値」という。）を下限として以下の算式により年度ごとに算定した値の一般ガス事業の経営状況を判断するに当たり適当な年限の平均（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績値を下回る場合にあっては、公社債利回り実績値）</p> <p>自己資本報酬率 = $(1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績値} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$ $\beta \text{値} : \text{ガス事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1\%上昇するときのガス事業の株式の平均上昇率}$ $\beta \text{値} = \text{ガス事業の収益率と株式市場の収益率との共分散} \div \text{株式市場の収益率の分散}$</p> <p>B. 他人資本報酬率</p> <p>需要家数30万戸以上の一般ガス事業者にあつては、需要家数150万戸以上の一般ガス事業者の直近1年間の有利子負債の実績額に応じて当該有利子負債の実績額に係る実績利率を加重平均した値（以下「平均実績有利子負債利率」という。）（この場合において、当該一般ガス事業者の有利子負債の中に転換社債等が含まれているときは、この利率を当該一般ガス事業者に適用される普通社債の利率に置き換えることとする。）、需要家数30万戸未満の一般ガス事業者にあつては、平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値とする。</p>

	<p>この場合において、一般ガス事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びβ値並びに平均実績有利子負債利率及び平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に告示する値とする。</p>
--	---